

大分材の家建基準確認申請書

(検査機関名)

殿

申請日 平成 年 月 日

建設地(地名地番)

検査機関受付印

申請者名 _____ 印

設計者名 _____ 印

工事業者名 _____ 印

私達は、第二面の申請者確認事項を了承するとともに、第二面に記載された個人情報の取り扱いについて同意のうえ、下記のとおり申請いたします。

なお、当該申請書の内容については、図面に優先するものであり、以下の大分材の家建設基準に適合していることを確認しました。

(県産材：大分県内の製材所で加工された国産材)

基準項目	基準内容	申請者 確認欄	検査 機関欄
県産材の使用	構造材に県産材を50%以上使用すること。(別紙-1参照)		
基礎の強化	基礎の地面からその上端までの高さは40cm以上とすること。		
小屋裏換気 措置	独立した小屋裏ごとに、換気上有効な位置に2ヶ所以上換気孔を設けること。(ただし、天井面ではなく、屋根面に断熱材を施工する場合を除く)		
床下換気・ 防湿措置	外壁の床下部分には、壁の長さの4m以内ごとに有効面積300cm ² 以上の換気口を設けること。		
	床下に防湿措置を講じること。		
防腐・防蟻 措置	外壁の軸組等(木質の下地を含み、室内側に露出した部分を含まない)のうち、地面からの高さ1m以内の部分に防蟻措置を講じること。		
	基礎の内周部の地盤について、防蟻措置を講じること。		
	浴室及び脱衣室の軸組(木質の下地を含む)、床組(浴室又は脱衣室が2階以上の階にある場合は下地材を含む)並びに浴室の天井については、防蟻措置を講じること。		

※構造材とは、土台、柱、はり、けた、小屋組をいう

[申請者の方へ]

※基準に適合する場合は確認欄に「○」を記入してください。

大分材の家建設基準確認申請書

(第二面)

<p><申請者確認事項></p> <p>1 大分材の家推進事業に係る優遇措置を受けるに際しては、大分材の家推進事業に係る技術的基準に適合する必要があることについて承知しており、当該基準に適合していることを確認しています。</p>		
<p><個人情報の取り扱い></p> <p>1. 個人情報を利用する業務の内容及び目的</p> <p>検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客様」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用者目的の達成に必要な範囲で利用いたします。</p> <p>(1) 業務内容</p> <p>ア. 住宅に係る検査を行い、大分材の家推進事業に係る技術的基準に適合することを確認する業務（以下「基準確認業務」といいます。）</p> <p>イ. その他これらに付随する業務</p> <p>(2) 利用目的</p> <p>設計時の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で使用します。</p> <p>ア. 検査機関が行う大分材の家推進事業の実施のため</p> <p>イ. お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>ウ. その他、お客様とのお取り引きを適正かつ円滑に履行するため</p> <p>2. 住宅金融公庫等への個人情報の提供について</p> <p>検査機関は、個人情報に関する法律第23号第1項各号に掲げる場合の除き、お客様から提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法律に基づくお客様の同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を住宅金融公庫等に提供することがあります。</p>		
<p>個人情報の提供先</p>	<p>提供先の利用目的</p>	<p>提供する個人情報</p>
<p>住宅金融公庫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準確認業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 ・ 住宅金融公庫が行う、融資、証券化支援事業（新築住宅）に係る債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・ 住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査や分析・統計の実施 ・ アンケートの実施等による住宅金融公庫に関連する住宅金融公庫に関連する商品やサービスの研究・開発 	<p>大分材の家基準設計確認シートに記載された申請者等の属性（氏名等）、申請に係る住宅情報（所在地、仕様等）</p>
<p>申請に係る住宅について住宅金融公庫の証券化支援事業（新築住宅に係る融資の申込を行う金融機関）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大分材の家推進事業に係る事務 	